

# 協 か な う

vol.128  
2011年12月

## 特集

### いま再び考える 食の「安心・安全」

編 集  
くらしと協同の研究所『協う』編集委員会  
編集長 杉本貴志  
発 行  
くらしと協同の研究所 理事長 的場信樹  
〒604-0851 京都市中京区夷川通烏丸東入  
Tel. 075-256-3335 Fax: 075-211-5037  
<http://ha1.seikyou.ne.jp/home/kki>  
E-mail: kki@ma1.seikyou.ne.jp

## 特集 いま再び考える食の「安心・安全」

2

### 生協と「食の安心・安全」

～生協は何を求め、何をなしとげてきたのか～

加賀美 太記 2

### 食品の放射能汚染に対する生活協同組合の対応

～東都生協、エフコープ、コープこうべの取り組み～

望月 康平 5

### 被災地の生協は考える

吉川 育一 9

## 探訪 くらしとコミュニティ

10

### 放射能から子どもを守りたいという思いが全国に広がる

～放射能から子どもを守る京都・ママ・パパの会の活動から～

桜井 政成

## ブックレビュー

14

### 『食の安全と環境 -「気分のエコ」にはだまされない』

(松永 和紀 著) 片上 敏喜

『家族で語る食卓の放射能汚染』(安斎育郎 著) 熊崎 辰広

## 視角

20

### 風評被害はなぜ収まらないのか？

小山 良太

## 〈連載〉

### 生協・協同組合研究の動向

12

### 近年の学会活動から見た協同組合研究の流れ

村岡 範男

## 私の研究紹介

16

### インターネットと消費とマーケティングの探求

玉置 了



写真上「放射能から子どもを守る京都・ママ・パパの会」のHPより  
<http://kodomo-kyoto.sakura.ne.jp/>



写真右「ゲルマニウム半導体検出器」

## 特 集 いま再び考える食の「安心・安全」

日本の生協運動は、食の「安心・安全」を一貫して追求してきた。食品添加物、食品公害、食品汚染、不当表示、農薬、有機食品等々さまざまな問題で生協は先頭に立って世論と食品行政をリードしてきたのである。その一方で、産直を初めとして、生協は日本の第一次産業を守る事業と運動をも展開してきた。生産者と連帯し、「安心・安全」な食の世界をつくりあげることもまた、生協の課題だった。

いま、原子力発電所の事故による放射線漏れの問題が、農畜産物や水産物の汚染という面でも深刻化している。錯綜する情報のなかで、消費者も生産者も戸惑いを隠せない。これに対して、生協はどう立ち向かえばいいのだろうか。

おそらくは、全員が100%満足する解決策などないのだろう。それでも、多くの人が納得できる道を探し求め続けることが、いま生協にはもとめられている。

### 生協と「食の安心・安全」 ～生協は何を求め、何をなしつけてきたのか～

か が み たい き  
加賀美 太記 (京都大学大学院経済学研究科博士後期課程、「協う」編集委員)

#### はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における一連の事故は、非常用電源の喪失から炉心溶融に到った上、原子炉建屋の水素爆発によって放射性物質が大気中に放出され、広範囲が放射性物質によって汚染される事態となった。

この問題に対して様々な取り組みが始まっている。政府・行政組織は放射能汚染度の測定や健康への影響の研究を進め、生産者は自主検査や土壌の除染方法の研究など必死の努力を続けている。消費者も食品の放射線量の自主的検査に取り組むなどしている。このような中で、生協を含む流通組織も同様に自主検査を始めている。

これら個別の対応の是非は置いておくとしても、この問題は一朝一夕に解決しない。今回の事故は数十年の長期に渡り、日本の生産・流通・消費の現場に大きな影を落とすだろう。

このような情勢の中で、生協には何ができるのだろうか。あるいは何を考えなければならないのだろうか。「食の安心・安全」を問い合わせ本特集の出発点として、戦後の日本における「食の安心・安全」をめぐる消費者運動において、生協がどのようにかかわり、何を求め、何を達成したのかを振り返ってみたい。

そもそも、消費者組織としての運動体的な性格は、「日本型生協」の特徴の一つとして指摘され

てきた<sup>1)</sup>。その歴史の振り返りを通じて、生協の「食の安心・安全」をめぐる基本理念がどのようなものだったかを明らかにし、原発事故以降の「食の安心・安全」を求める活動の方向性を考える一助としたい。

#### 終戦から50年代までの生協と消費者運動<sup>2)</sup>

戦中において、日本の協同組合は配給制度などによる制限から、ほぼ壊滅状態にあった。しかし、終戦直後からの食糧難やインフレの進行を受け、戦前の消費組合運動の指導者たちが結集して1945年11月に「日本協同組合同盟（以下、日協）」を結成し、協同組合の再建に取り組んだ。48年には生協法が制定され、生協の連合組織創立の機運が高まった。日協を中心として準備が進められ、51年3月に、日協の解散とともに「日本生活協同組合連合会（以下、日生協）」が設立された。日本の生協運動は、ここから躍進と停滞を繰り返しながら進んできたのである。

この時期（40～50年代）の生協は、終戦直後からのモノ不足を背景として成立した買出組合など小規模・自然発生的なものが多く、生協に求められた役割は、おもに物資の安定調達と物価の安定にあった。そのため、「食の安心・安全」に対する運動が全面的に組織されたわけではなかった。

しかし、消費者の生活に直結する流通過程を担う生協において「食の安心・安全」が軽視されて

いたわけではない。たとえば、51年から54年にかけて、政府が配給用に輸入した輸入米から青カビの一種に汚染された黄変米が発見された。安全性に対する疑問から配給は停止されたが、滞貨が8万トンを越えたため、黄変米を配給米に一定割合混入させる政府決定がなされた。この決定に対して、生協などが反対運動を展開した。これは日本における最初期の消費者運動である。この運動において生協は組織化の一端を担った。また、東大生協が同大学に依頼した化学検査が、運動を科学的な面から支援した。

生協は、戦後間もない50年代という時期から「食の安心・安全」をめぐる運動に関与してきたのである。

## 高度経済成長期から低成長期における生協と消費者運動

### (1) 高度成長と「日本型生協」の特徴の確立

50年代半ばから73年のオイルショックまでの高度経済成長期は、生産性の向上などによって消費生活が高度化していく過程であった。大量生産体制が広がり、流通過程も大量生産に対応するための近代化、いわゆる「流通革命」が進められた。他方、高度経済成長は生産至上主義、科学万能主義的な風潮を作り出し、各種公害に代表される消費者問題が顕在化・深刻化する土台となった。

この時期において、生協は先に述べた日本型生協という特徴を強めていった。規模が拡大していく中で、勤労者生協から地域生協へ、とくに団塊世代を中心とした主婦層の拡大が顕著となった。組合員の多くを占めた主婦層が消費者運動へのかかわりを深めるにつれて、組合員運動も消費者運動的な側面を強めていった。

60年代は消費者運動において画期的な進展があった時代である。62年には、米国でケネディ大統領が、消費者の4つの権利宣言を行い、消費者保護が重要な政治課題として浮上してきた。日本でも消費者運動が活性化し、64年からは全国消費者集会などが開催されるようになった。

地域生協は、このような運動の受け皿として機能した。それは組合員である主婦層の「安全・安心」に対するニーズを地域生協が受け止め、その地域生協を大学生協出身の職員らサポートすると

いう形態であった。この時期から、生協は日本の消費者運動を組織・財政の面から支えるという重要な役割を担うようになっていく。

また、消費者運動以外の面でも、生協は「食の安心・安全」にかんして具体的な取り組みを進めていった。不当表示や有害食品問題に対して、添加物を用いない自主商品の開発や、不買運動などの流通への介入によってメーカーと行政に対応を迫っていったのである。

### (2) 消費者保護基本法の制定と生協

60年代半ばからの消費者運動の盛り上がりと、各種公害などの深刻化を受け、60~80年代にかけて消費者保護基本法など、消費者の保護に関わる各種法律が制定されていくことになった。

60年代後半からは、消費者保護行政が充実しつつあったが、その根柢となる法体系は存在しなかつた。そのため、消費者保護の基本方針を定めるものとして68年に消費者保護基本法が制定された。この基本法に対しては、消費者の声が十分に反映されていない、政治による拙速な制定であるといった批判もされていた。しかし一方で、消費者運動の発展を同法が後押ししたのも事実である。

このような流れの中で、日本における最初の「食品公害」として55年に発生した森永ヒ素ミルク事件も、73年に森永が被害者救済の恒久対策を打つことで決着をみる。生協は問題解決に積極的にかかわり、被害者団体との連帯を通じて、前述の成果を勝ち取ることに貢献した。

振り返れば、戦後一貫して消費者保護や「食の安心・安全」を求める流れが強化されてきたように見受けられる。しかし、事態は一方通行では進まず、80年代に入ると揺れ戻しが生じた。

70年代には、生協も加わった消費者運動の成果として、各種食品添加物の規制強化やPCBなどの有害物質による食品汚染の実態調査が実施された。しかし、80年代に入ると諸外国からの圧力もあり、徐々に規制緩和が進められていった。生協はこの流れに対して反対運動を組織した。食品添加物の危険性にかんする学習会を開催するといった草の根運動や、地方議会・国会への請願活動などが取り組まれた。合わせて、通称Zリストと呼ばれる、科学的な見地に基づいた、政府の基準よりも一段

厳しい食品添加物削減リストを作成し、コープ商品開発に反映させるといった取り組みも進められていった。

このように法律・制度的には後退した局面もなくはないが、総じて60～80年代の消費者保護および「食の安心・安全」をめぐる運動は、90年代以降につながる到達を築いたと言えよう。

## 90年代以降の運動と生協

90年代に入ると、日本を取り巻く政治・経済環境が激変した。ソ連崩壊と東西冷戦の終結、中国など旧東側諸国の市場開放、先進国間での企業進出の進展など、グローバル化と呼ばれる現象が沸き起こり、食品の輸入増加や、添加物などに対する規制緩和が進んだ。この結果、80年代から引き続いて「食の安心・安全」が生協の取り組むべき第一の課題となっていました。

このような中で、生協はコープ商品開発などの自主的な取り組みにとどまらず、消費者運動をリードする形で各種の法制度の整備・強化を追求した。運動の代表的な成果として、94年の製造物責任法(PL法)制定や95年の食品衛生法改正、00年の食品表示内容の改正(期限表示の原則化・遺伝子組み換え食品の表示義務化)、そして03年の食品安全基本法などがあげられよう。とくに食品安全基本法は、99年以降に全国で署名活動が展開され、合計で約1370万筆の署名を集め、法制定の大きな原動力となった。

こうした90年代以降の生協の運動は、自らの自主的な努力や告発型の問題提起ではなく、法制定などに対して積極的に働きかける「提案型」<sup>3)</sup>の運動であった点に特徴がある。消費者保護基本法が、消費者の意見を十分に聞くことなく制定されたのに対して、90年代以降の法整備は消費者からの具体的提案を基にしていたのである。

## おわりに

ここまで戦後から現代にいたるまでの生協と消費者運動の展開を駆け足で振り返ってきた。紙幅の都合上、十分に内容を展開できなかった部分も多い。それを考慮した上で、生協における「食の安心・安全」をめぐる運動の特徴、基本理念を考えてみよう。

まず、消費者運動との連帯が日本の生協の特徴だと言われてきたが、その点が改めて確認できただろう。生協は戦後から継続して消費者問題に関与し続けた。その端緒は50年代の黄変米配給運動であった。そして、本格的に消費者運動、とくに「食の安心・安全」の追求が生協の軸となったのは60年代であり、組合員における主婦層の増加を契機としていた。以降、日本の生協は一貫して「食の安心・安全」を活動の軸に据えて、事業や消費者運動を組織してきた。食品安全基本法をめぐる運動は、現代においても、その軸が揺らいでいないことを示唆している。

それらの活動を整理して見えてくるコープ商品開発などの事業や、各種の運動に共通する理念は次のようなものになろう。すなわち、生協の「食の安心・安全」に対する基本理念は、消費者の視点に立って、消費者の不安と向き合いながら、科学的な見地に基づいた真摯な対応を追求するものであった。

組合員の曖昧な不安をそのままにせず、自主的な検査や学習といった努力を重ね、組織と組合員の双方が真剣に「食の安心・安全」を追求してきた歴史が生協にある。

今回の原発事故を受けて、各地の生協では、日々難しい判断を迫られている。科学的な妥当性など考えるべき点は多い。だからこそ、これまでの軸とした基本理念に立ち返り、いかに組合員と向き合えるか、組織としてそれを議論できるかが生協には問われているのではないだろうか。半世紀をかけて培ってきた「生協らしさ」が発揮されるよう期待したい。

1) 野村秀和編(1992)『生協 21世紀への挑戦』大月書店、とくに「第1章 日本型生協運動の成立と展開」(川口清史・的場信樹)が詳しい。

2) 以降の1～3.における内容は、国民生活センター編(1997)『戦後消費者運動史』大蔵省印刷局、日本生活協同組合連合会(2002)『現代生協運動史 上・下』コープ出版を参考にした。

3) 『現代生協運動史』52ページ。

## 食品の放射能汚染に対する生活協同組合の対応

—東都生協、エフコープ、コープこうべの取り組み—

望月 康平 (『協う』編集委員、京都大学法科大学院法曹養成専攻、博士(地球環境学))

### 食品の放射性汚染問題に対する対応

#### (1) 原発事故の発生と国の対応

2011年3月11日、福島第一原子力発電所事故が発生し、環境中に放射性物質が大量に放出された。厚生労働省は、食品中の放射性物質に関して、当分の間、原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値（放射性ヨウ素・放射性セシウムにつき「表1」参照）とし、これを上回る食品については、「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」(食品衛生法第6条第2号)に当たるものとして、食用に供されることがないよう販売その他について十分処置すべき、との方針を示した<sup>1)</sup>。

表1 飲食物摂取制限に関する指標

核種	暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品*	
	野菜類(根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	
	穀類	500
	肉・卵・魚・その他	

\*100Bq/kgを超えるものは乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

#### (2) 小売事業者の対応

このような国の方針を受け、小売事業者は様々な対応を見せており、たとえば、イオングループは、2011年11月8日、「野菜・果物・米・肉・魚

介類について、販売を見合わせる基準として50Bq/kgの自主基準を設定してきたところ、今後は放射性物質ゼロを目標に、検出限界値を超えて検出された場合は販売を見合わせることを検討している旨発表を行った注目を集めている。

他方で、生協陣営の対応として、日本生協連は現時点において慎重な姿勢を見せているが<sup>3)</sup>、独自の積極的な対応を行っている単位生協も見られる(各事業者の対応につき「表2」参照)。

本稿では、今回、取材に協力して頂いた東都生協、エフコープ及びコープこうべの3生協の対応の紹介を通して、それぞれの現時点における取組の内容だけでなく、そこに至る意思決定の過程や生協内外での様々な議論、そして今後の課題等、多面的な観点から食品の放射能汚染問題について考えていきたい。

### 自主検査と結果の公表—東都生協

#### (1) 自主検査の実施と情報の公表・共有

全国の食品流通事業者の中で、最も早く自主検査・公表の体制を充実させたのは東都生協であると思われる。

東都生協は、震災発生後すぐに以下の①～③の方針を決定し、震災からわずか4日後の3月15日から、自らが所有するゲルマニウム半導体検出器を用いて、商品の自主検査を開始した。その方針とは、①行政による食品の放射能残留検査結果に

表2 食品中の放射性物質の問題への対応

	検査の実施方法	検出下限	基準	測定結果の公表方法
東都生協	自主測定	約1-2Bq/kg	国の暫定規制値	各食品分類の最小値・最大値を公表 各検体の測定値を公表 ('11/5/6～)
エフコープ	自主測定	約1-2Bq/kg	自主基準の見直しを検討中	国の暫定規制値及び自主基準 の超過の有無を公表 →各検体の測定値を公表 ('12/1～)
コープこうべ	第三者機関に委託 →自主測定('11/9/1～)	約20Bq/kg	国の暫定規制値	国の暫定規制値未満である旨公表 →各検体の測定値を公表 ('11/9/1～)
日本生協連	自主測定	—	国の暫定規制値	検討中
イオングループ	第三者機関に委託	約5-20Bq/kg	自主基準 (50Bq/kg以上販売停止)	各検体の測定値を公表 ('11/11/8～)

対して適切な判断・対応を行っていく（行政の出荷停止・出荷自粛・回収要請への適切な対応）、②自主検査を行うとともに測定結果に大きな変化がみられた場合には産地・メーカーと協議・対処していく（国の暫定規制値を超える商品の出荷自粛等に関する協議）、③自主検査結果を組合員・産地・関係者に提供していく（検査結果の公表と情報共有）、というものである。

そして、3月22日には、臨時の広報チラシによって、上記①～③の方針を組合員に伝えるとともに、自主検査の結果や出荷停止要請への対応等の情報提供を行った。また、速やかに「東都生協産直生産者団体協議会<sup>4)</sup>役員会」を開催し、自主検査の結果を一般公表すること、産地には分析方法等も含む詳細な検査結果成績書を提供すること、国の暫定規制値を超える品目は出荷自粛をお願いすること等について生産者・販売業者と協議を行った。

## (2) 風評被害への心配と生産者の声

このような対応に対して、当初外部からは、「自主検査を行えば風評被害が広がる」との批判的な声も聞かれた。しかし、高度な放射性物質の測定器を維持管理してきたことは組合員の財産であり、正確な情報を包み隠さず伝えることによってこそ風評被害を防ぐことができるとの考え方から、自主検査の実施及び検査結果の公表を行った。

その結果、たしかに、被災地産の商品は例年の1～2割の売上減少が見られたものの、検査結果を公表したことによって生じたと思われるような過剰な減少は見られなかった。むしろ、当初の公表方法よりもその後さらに詳細な情報提供を行ったことにより、一層信頼感が高まったという。すなわち、商品の分類ごと（「葉菜類」、「菌草類」、「果菜類」、「果物」、「牛乳」、「肉」等）に測定値の最小値と最大値を公表していた検査開始当初は、「具体的にどの産地のどの商品の測定結果なのか？」という問い合わせが多かったが、その後、商品ごとの検査結果を公表したことにより、そのような問い合わせは減少し、結果的に組合員の安心につながったのである。東都生協は、測定器の検出限界値を約1-2Bq/kgとし、精度の高い測定を行っている<sup>5)</sup>ため、一定数の検体につき放射性物質が検出されたものもあるが、その場合もその数値をすべて公表し、国の暫定規制値未満であること及

び微量被曝のリスクに関する考え方を示して、その品目を供給している。にもかかわらず、否、だからこそ、風評被害は広がっていない。

また、生産者からも、自主検査と情報提供を歓迎する声が強かったという。生産者自ら農産物の安全を確認したくても、残留放射能検査の外部委託は、数週間から1ヶ月待ちの状態であった。東都生協はこのような生産者のニーズにこたえるために、生産者に分析方法等の詳細な情報を含む検査結果成績書を作成・提供し、生産者自身が自ら作物の安全性を迅速かつ正確に把握することに協力した。そして、国の暫定規制値を超えるものがみられたときには、産地と協議し出荷停止等の対応を講じるとともに、その後の検査を継続することで、放射能汚染濃度の推移を確認し、産地へ情報を提供するという対応を行った。

## (3) 迅速な対応の背景

以上のような迅速かつ冷静な対応の背景には、東都生協が食品の残留放射能汚染問題に関して、継続的に真剣に取り組んできた歴史がある。1986年の切尔ノブイリの事故後、1990年頃には東都生協を含めて十数生協がゲルマニウム半導体検出器を保有していたようであるが、今回の震災時に十分に活かすことができたものはその中でもきわめて少数なのではなかろうか。

今回の取材に対応してくださった東都生協安全品質管理部長の新谷喜久夫氏は、第二種放射線取扱主任の資格を持っておられ、事故以前から、専門家と連携して残留放射能検査や学習会を積極的に継続してきた。また、JCO臨界事故（'99）やソ連による原子力潜水艦の投棄問題等、放射能汚染のおそれがある事態が生じた際には、常に迅速に自主検査及び結果の公表を行ってきた。

そして、このような経験を踏まえて、事故後にいても、学習会を開催している。そこでは、放射性物質の人への確率的影響（発がん等）に閾値が存在せず、汚染による放射線被ばくは本来「ゼロ」が望ましいという意味で、暫定規制値はいわば「がまん基準」であるという側面を伝えるとともに、自然放射能や人口放射能の曝露は日常生活でも起こり得るものであり「正しく恐れる」ことが重要との側面もあること、そして、自主検査結果は、食物の残留放射能からの曝露を「正しく恐

れる」ための一つの判断材料となること等を伝えてきた。このような、情報提供も信頼につながっているものと思われる。

### 従来の自主基準の再検討－エフコープ

(1) 自主基準設定の要望とエフコープの取り組み  
小売事業者に対し、国の暫定規制値よりも厳しい自主基準の設定を求める声は決して小さくない。

エフコープはチェルノブイリ事故の際、残留放射能問題に関する議論を深め、1988年にエフコープ放射能基準委員会答申に基づいて自主基準を設定した。そしてこれまで、この基準に基づき、継続的に残留放射能検査を行ってきた。

チェルノブイリ事故を受けて国が定めた輸入食品中の放射能濃度に関する暫定限度はセシウム134と137の合計値につき370Bq/kgであったが、この指針値に対しては不安の声も強かった。そこで、エフコープは、①放射能の基準は本来「ゼロ」であるべきであるが、②現実には放射能ゼロの食品だけを食べて生活することが困難な現状に鑑みて、③また全食品一律の基準ではなく、食品の摂取量に応じた基準が必要である、との考え方方に立ち、一定の目安として「エフコープ残留放射能暫定自主基準<sup>6)</sup>」を設定した。

この自主基準は、可能な限り輸入食品からの放射能の曝露をゼロに近づけるという観点から設定されてたものであることから、米・野菜類が6Bq/kg、肉・卵類が25Bq/kg等、極めて厳格なものである。この一方で、上記のエフコープ放射能基準委員会答申では、「この基準値は暫定的なものであり、新たな放射能汚染が発生したり、測定が進むにつれて基準値を変更すべき状況に立ち至れば新たに検討するものとする」とされている。現在、エフコープは、今回の福島第一原発事故は緊急事態であると判断し、自主基準の再検討を行っている。

### (2) 自主基準設定の困難性

再検討が必要である理由として、以下の点が挙げられる。

第一に、当初の自主基準は、当時の社会的状況を踏まえて「可能な限り輸入食品からの放射能の曝露をゼロに近づける」という観点から設定されたものであるが、今回の原発事故は国産の農林水

産物の広範囲の残留放射能汚染が問題となっており、状況が全く異なる。このことを踏まえて、再度合意形成を行う必要がある。

第二に、放射性物質の人への確率的影響（発がん等）について閾値がないとすれば、1日摂取許容量（ADI）は設定できない。ゆえに、「科学的に安全な基準」は設定できない。

第三に、福島第一原発事故後の暫定基準について「緊急事態において社会的に許容すべき基準」とみるのであれば、それは本来国責で定められるべきである。たとえば、自主基準以上、国の基準未満の農産物を販売停止等にする場合には、生産者が補償を受けられない等、被災地の生産者に負担を強いいる可能性がある。

そうはいっても、自主基準を緩和ないし凍結することは、組合員の信頼に反するとみられる可能性があるし、放射線曝露をできる限り減少させるべきであることは変わらない。自主基準設定の困難性については、東都生協やコープこうべも共通して認識しており、小売事業者にとって共通の悩ましい問題であるといえるのではないか。

### 自主測定・公表への転換－コープこうべ

#### (1) 事故直後の対応に対する厳しい批判

コープこうべは、チェルノブイリの事故後、ゲルマニウム半導体検出器を導入して輸入品の検査を行っていた。しかし、1995年の阪神・淡路大震災で同検出器が損壊してしまった。その当時、ほとんど放射性物質は不検出だったことから、新たな自前の測定器の導入は見送られた。

しかし、福島第一原発事故の発生により、状況は一変した。コープこうべは、いち早く自前のゲルマニウム半導体検出器の導入を決定したが、納入・設置に時間を要し、自主検査のスタートは9月1日となった。それまでは、外部の検査機関に委託して測定するほかない。しかし、外部委託の検査では検査結果を得るのに数週間かかるため、商品によっては検査結果がわかるのが供給後になってしまうという深刻な問題があった。

また、検査結果の公表については、当初、「国の暫定規制値以内である」旨を公表していたが、公表方法が不十分との問い合わせも数多く受けた。すなわち、商品名や生産地を明記して具体的な数

値を公表することは、生産地・生産県全体が汚染地域であるかのような印象を与えかねず、これが風評被害につながるという懸念があったため、これに配慮して暫定規制値以内である旨の公表にとどめたのであるが、国の暫定規制値自体が世論に厳しく批判されている状況においては、このような公表方法も厳しく批判されたのである。

## (2) 対応の変化

コープこうべは、自主検査を進めるに当たって、汚染の可能性が相対的に高い地域や品目、組合員のニーズが高い品目（妊婦や子どもが口にするもの）を優先的に測定することにしているが、その検査結果の公表についても、品目ごとにすべての値を公表する方針とした<sup>7)</sup>。

自主検査の結果、茶から178Bq/kgのセシウムが検出される例があったが、この数値を公表するとともに、国の暫定規制値未満であること（表1参照）及び実際に口に入る状況を想定して測定（煎れたお茶を測定）した場合には検出下限値未満であったことにつき情報提供を行った上で供給した。このような新たな対応について、批判的な声は聞かれなかったという。

このような対応の変化の原動力は、検査データの蓄積による判断とあわせて、組合員の声も大きかったという。電話での問い合わせだけでなく、コープ委員会や学習会での議論等を通じて寄せられた、多数の声に応じる形での方針転換だった。また、情報の公表について取引先にも理解を得られたことがある。

正確な情報を提供した方がむしろ安心感につながることや、一定の放射性物質が検出されたからといって、その地域全体を汚染地域とみるような風評被害は現実には起こらないことについて、理解が広まっている。

## 各生協の今後の対応

東都生協は、ゲルマニウム半導体検出器での検査に加え2011年12月から、埼玉県新座市の青果センターにおいて新たに導入したNaI検出器での検査を開始する予定である。加工食品を中心として測定数を増やすとともに、生産地の土壤・肥料・飼料の測定も行うことにより、副次的な食品汚染のリスクの予防に対応していくことを目指してい

る。そして、国の暫定規制値見直しの動きが不十分だと判断した場合には、産地と一緒にになった自主基準づくりも検討している。

エフコープでは、国際協同組合年にふさわしい、新たなビジョンに関する議論—持続可能な社会、コミュニティへの関与等一を着実に進めている。その中で、食品の残留放射能リスクに関する議論についても、学習会の開催や地域の委員会・総代会議等のチャネルを通して情報提供を行い、リスクコミュニケーションの努力をしながら、理事会協議も行っている。

コープこうべは、現在、放射能リスクだけでなく、「安全・安心」について、総合品質管理の観点から原点に立ち返って再度検討を始めている。リスクは、開発・製造・流通・消費という各段階において、微生物・理化学・放射能等の様々な形で存在することを認識し、これらのリスクを全体としてどのように合理的に管理していくのかという視点から再構築しようと試みている。

以上のように、本稿では3生協の2011年11月現在での対応を紹介したが、これらは今後の状況に応じて変化し続けるだろう。魚介類についての特別な対応の必要性の有無や、生協以外の小売事業者の対応等については、今後の課題したい。

本稿の執筆にあたっては、東都生協安全品質管理部長新谷喜久夫氏、エフコープ理事長梶浦孝弘氏、同組織本部長白木譲氏、同商品政策室長石井梨香氏、コープこうべ総合品質保証室統括部長森口文雄氏に、取材のご協力を頂きました。ありがとうございました。

- 1) 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」(2011/3/17)
- 2) イオン㈱「イオンの放射性物質に関する対応について」(2011/11/8)
- 3) 日本生活協同組合連合会「東京電力福島第一原子力発電所事故による食品中の放射性物質問題への対応について」(2011/6/9)
- 4) 東都生協と提携・取引のある生産者・販売業者で構成する協議会で、産直運動の推進や生産者と消費者の信頼関係づくり等を目的としている。
- 5) 検体数を増やすために測定時間を短くすれば、検出下限値が高くなるため、微量の放射性物質が含まれていても、「検出せず」という結果となる。測定結果の詳細は東都生協のHP参照。
- 6) 暫定自主基準の詳細はエフコープHP参照。
- 7) 測定結果の詳細はコープこうべHP参照。

## 被災地の生協は考える

よしかわ きいち  
吉川 毅一（生活協同組合コープあいづ専務理事）

コープあいづは、「協う」の2010年10月号で掲載されました。福島県の西部に位置し、2011年10月末現在組合員数48,000人、組織率45.0%、10月度事業高9億5,400万の生協です。農畜産物の生産地であり多くの組合員が農業に関係しています。

3月12日の1号機の水素爆発以降、県産品の農産物を中心に出荷停止や摂取制限が出された以降は日本生協連の見解に沿った対応をしてきました。コープあいづとしては、独自の判断をせず、国の判断・指示に従った対応をする、暫定基準値内の食品については風評被害の払拭と生産者の支援を目的に特に会津産・福島県産については積極的に取り扱かう、というようなことを基本にしてきました。しかし、国産牛問題が発生し放射能の値や内部被爆への消費者の自覚が深まってきている中で、今までの対応だけでは不十分だと感じています。個人として思っていることは、被災地の県にある生協としてこの問題を「食の安全・安心」と「地産地消・産地との連携」を「復旧・復興」に貢献するという立場で考えていくことが大事だと思っています。

「食の安全・安心」で言えば今基準の見直しがされていますが、むしろ世界で一番厳しい基準にして世界に日本の食料品の安全性を訴える、そのくらいの決意を国はみせてほしいと思います。そして基準ができたら、その基準が守られるよう全品調査の仕組みをつくるなど国の責任で構築すべきです。今、組合員・消費者の気持ちとして、「放射能は少ないに越したことがないので、それを自分で判断する情報がほしい」「福島県産に協力したいけど、どの程度の線量値なのかわからぬので買えない」ということに代表されるように、「暫定基準値内だから安全」というだけでは済まされない不安と不信感だと捕らえています。国のシステムが構築されるまでは、生協の職員が安心して、自信をもって供給することができるようなシステムの確立にむけ「生産者」「ベンダー」「行政」との協力連携関係を作っていくことです。地産地消・産直との関係でこの間進めてきたことは、

コープあいづは弱小生協の部類ですので力量的にもコスト的にも出来ることには限りがありますので、「福島牛は1頭ずつ放射線量データの添付をお願いし、暫定基準値内であることを実データで売り場に開示できるようにする」「お米は主食で摂取量も多いので、放射線データを生協として確認して取扱い、とりわけ県内産の会津産米は検出限界以下とする」など1品ずつ生産者やお取引先と確認しながら、進めてきました。組合員・消費者が判断できるような放射線の実際のデータ等の情報を出来る限り提供することが今は必要だと思います。

今後の産地との連帯については、県内産地の育成とともに進める、という立場での政策を改めて確立することが必要だと考えています。年間の売り場をどう作り上げるのか、そのために、現在の産地の再評価や放射線を吸収しない栽培技術の検討などをしながら、新たな連帯を模索し、さらには新たな局面に対応できるバイヤー教育も含めた政策を打ち出さないといけないと考えています。

また、被災地産地にある生協として生産者のためにできることを一緒に行動することも今特に大事だと考えています。私たちは、県内の4つの協同組合（農協・漁協・森林組合・生協）でつくる「地産地消福島ネット」で県や自治体と一緒に東電の賠償問題に取り組んでいます。また、これからは除染についても重要かつ早急な課題です。土壤を改良しない限り会津はまだいいとして濃度の高い産地の問題は解決されません。県内の生協で進めている「除染ボランティア活動」の輪も広げたいと思います。

放射能問題は長期に渡ることが確実ですので、生産者が来年以降も再生産に立ち上がれる意欲と環境づくりに、生協が生産者と消費者をつなぎ一緒に取り組んで行くことがこんな時だからこそなおさら大切だと考えています。そして、放射線に汚染された地域に住み続ける組合員にとって、生協が「生きる場」「居場所」になるようにしなければ、と思います。

# 放射能から子どもを守りたいという思いが全国に広がる ～放射能から子どもを守る京都・ママ・パパの会の活動から～

さくらい まさなり  
**桜井 政成**（立命館大学政策科学部准教授）

## 活動開始～不安を持つ親たち～

3月15日。その後、東日本大震災と呼ばれる大地震が発生して4日目のことだった。地震と津波の影響により電源が喪失し、予断を許さない状況が続いていた福島第一原発で、遂に建屋を吹き飛ばす爆発が起きた。その時、東京に住んでいたAさんは、もう、恐ろしくなり、子どもを連れて京都の実家に戻る決心をした。

Aさんが不思議に思ったのは、東京でも京都でも、周りの母親達が、原発や放射能汚染の問題に無関心なことだった。特に京都では知り合いも少なく、真剣に悩んでいるのに、話をする相手がない。そこで、思い切って飛び込んだのが、原発を考える連続講座のボランティアだった。そこで、大げさに言えば運命的な出会いがあった。一緒に「放射能から子どもを守る京都・ママ・パパの会」（以下、「京都ママパパ会」と略）の事務局を立ち上げることになる保育士のBさんだった。ふたりは意気投合し、京都で放射能の問題を話し合う会をつくろうということになる。4月のことである。

もう一人事務局に加わってもらい、まず、メーリングリスト（以下「ML」）とホームページを立ち上げた。そしてマスコミにプレスリリースし、発足準備のミーティングに取材に来てもらった。地元地方紙がそのことを取り上げてくれたため、京都ママパパ会の1回目の交流会には50名を超える、お母さんお父さんが、赤ちゃんを連れた人も含め数多く来てくれた。皆、放射能汚染に不安を持ち、しかしながら周りに話ができる人がいない。一様にそういう「温度差」を抱えていた。Aさんが感じていた気持ちと、まったく同じだった。参加者の中には東北・関東から避難してきた人たちもいた。避難した人からは「放射能から逃げてきたのに、追いかけてくる。京都の状況はどうなのか。どうしたらいいのか。」そんな悩みが寄せられた。

夏以降、月一回の交流・相談会と、月一回の講

演会はこれからも続けていくことにし、それから有事の時のソーシャルアクションも加え、その3本柱に活動を絞ることにした。その後、アクションは、ワーキングチームを組織して行動するかたちがとられるようになる。

## 活動の展開～安心・安全を求めて～

会では発足以降、派生して、大きく2つの問題に取り組んでいくことになる。ひとつが放射能汚染がれきの問題。もうひとつが、給食の問題である。

5月の中頃、地方紙に、震災がれきに関して京都市が「受入可能」であるとの記事が載った。Aさんはびっくりした。避難してくる人はもちろんできる限り支援したい。でも、がれきは、放射能汚染の問題は大丈夫なのだろうか？このことを訴えていこうと事務局で決めた。じゃあ署名活動をやろう、としたときに、たまたま同じようにこの問題を考えていた「震災廃棄物を考える会・京都」のメンバーが京都ママパパ会の講演会に参加した。この会と合流して、がれきの問題を考えることになった。がれき問題に関する署名用紙、そしてもう一つ、福島の子ども達に20mSvを押しつけないでという内容のものも同時に作成し、6月15日に四条河原町マルイ前で街頭署名活動を行った。その後、がれきの署名は11日間で3170筆（ネット署名含む）を集め、京都市環境政策局へ提出した。合わせて議会請願を行うべく、市会議員にも働きかけた。この問題に理解のない議員が多い中、粘り強く多くの議員に会見を申し入れ、話を聞いてもらった。その結果、請願こそ実現しなかったものの、9月市議会では、数人の、複数の会派の議員が質問を市長に対して行った。またさらに、10月末には、環境省によるがれき受入のとりまとめが行われたが、それについても、会のネットワーク等を通じて多くの市民に知られ、抗議や問い合わせを市などに対して行い、結果、京都市は受

け入れを保留することとなった。

もう一つの給食の問題についても、早くから市や、議員に対して申し入れを行ってきた。しかしどちらかというと、この給食の問題に積極的に取り組んでいるのは、「お母ちゃんネットワーク」という別団体だ。別団体といういろんな意味で語弊がある。というのは、あくまでもそれもネットワーク体であるし、またメンバーも重なっているからだ。実際、お母ちゃんネットのホームページをのぞくと、18団体もの名前が、その構成団体に連なっている（京都ママパパ会を含む）。このようにこの放射能汚染の問題に対する活動は、重層的な市民のネットワークによって取り組まれている。そのお母ちゃんネットの働きかけによって、6月には、京都市では、学校給食の放射線量を測定するようになった。しかしながら、「野菜は産地を選んでほしい。」「測定の検出限界を下げてほしい。」という願いは未だ実現されていない。また、親によっては牛乳等、放射能汚染の影響があるとされた食品を子どもに食べさせることにためらいがある人もいる。そうした場合、例えば牛乳は残すように子どもに指導することがあるが、これに対しても学校の対応がまちまちであり、親の願いが理解されないことが多い。

保育園給食に向けても運動が始まっている。ここでは一つの試みとして、いくつかの園からサンプルをとって、専門機関に持っていき、計測を計画している。

#### 全国的な拡がり～放射能と市民ネットワーク～

低線量被ばくや内部被ばくの影響については、不明な点も多く、専門家の意見も分かれている。何が正しいと言い切れない中で、市民からすれば、自分の子どもの健康を守りたいというのは自然な感情であり、そのためにはできるだけのリスクマネジメントをし、被ばく量を抑えたいというのは当然の行動である。

現在、「放射能から子どもを守る全国ネットワーク」によれば、北は北海道、南は沖縄まで、さらには海外の団体まで含んで、200を越える団体が登録されているという。すなわち、汚染の厳しい地域も、比較的緩やかな地域も、つながりをもち、支援を行う糸があるということである。よくある

のは、自分たちの子どもだけ守れたら被災地の人達はどうなっても良いのか、という批判だ。これには二つの誤解がある。ひとつは、被災地から避難している人も、各地域のネットワークには参加しているということ。そしてもうひとつは、子どもを守る活動をしている人は、同時に、被災者を支援する活動を行っていることが多いということだ。放射能汚染問題に関心があるということは、それだけ被災地のくらしへの関心も強いということなのだ。そしてそれは、こうした全国のネットワークの重層的な関係性の中でつながりあって、とりくまれているのである。

もうひとつのこれらのネットワークの特徴は、インターネットを駆使していることである。今年起きた中東での民主化運動が「フェイスブック革命」と呼ばれたのは記憶に新しいが、日本ではまさにこのような親たちの運動がメーリングリストやSNSを通じて活発になされている。

#### おわりに～新しい糸づくりに向けて～

放射能汚染は、企業と国によって有害物質がばらまかれた、紛う事なき公害事件である。水俣病事件がそうであったように、地域の中で、そして被害者とそれ以外の人びとの間で、糸がぎたぎたに切り裂かれている。生産者と消費者との関係においても、お互いが疑心暗鬼となり、信頼が霧消してしまっている。責任をとるべきは被害者ではなく、消費者でもない。るべきところへの責任追及が必要である。

食の問題については内部被ばくの影響が懸念されることから、福島第一原発の事故後、多くの人が問い合わせをし、スーパー・外食産業の産地に関する情報交換がネット上で盛んに行われている。皆、「国産」という表示に、実にいろいろなことが隠されていることに、気づかされている。消費者の声に押され、腰の重い流通業者達も、放射線量を測り出したり、産地を明確に表示するようになってきた。こうした新たな消費者運動が、新たな生産者との「糸」づくりへと向かうではないかと考えるのは希望的観測であろうか。

### 近年の学会活動から見た 協同組合研究の流れ

むらおか のりお  
**村岡 範男**

酪農学園大学教授  
(日本協同組合学会前会長)

今振り返ってみると、日本協同組合学会にとって2009年度から2010年度の日々は、大きなテーマを抱えた多忙な時期であった。そこには、「レイドロー報告30年」と「日本協同組合学会設立30周年」記念行事、国連の「2012国際協同組合年」採択と「協同組合憲章」作成への関わり、それと全く予期していなかった「東日本大震災と原発事故」への対応など、余りにも大きく、重い課題が並んでいた。学会の恒例の行事である、新協同組合理論研究会、春季研究大会シンポジウム、秋の研究大会シンポジウム・地域シンポジウム・ミニシンポジウムや日常的な研究・広報活動において、それらに関する行事は予想していた通りの、あるいは想像以上の充実した成果をのこした（と自負している）。そこでは、いわゆる研究者のみならず、協同組合現場に関与する多くの人々で構成されるという本学会の特色、長所が遺憾なく発揮されていた。

農業経済学を学んできた者の立場から見れば、協同組合は一般に（資本主義社会における）経済的弱者の自衛組織として位置づけられる。多くの種類の協同組合は資本主義社会の形成とともに、ヨーロッパを先駆として19世紀中ごろ以降に華々しく開花した。19世紀という時代は様々な意味において協同組合の檻舞台と言ってよいであろう。しかし、その後20世紀を経て今日まで、多様な性格をもつ協同組合組織がヨーロッパの壁を越えて、アメリカ大陸、アジア諸国、アフリカ諸地域へと幅広く普及し、その普遍性を世界に示すこととなった。

しかし、協同組合誕生から一世紀半という時代の流れは協同組合に「経済的弱者の自衛組織」にとどまらない広範な、実に様々な種類の機能と役割を求めるようになった。ここしばらくの日本協同組合学会での議論では、この点が繰り返し強調、証明されたと言えるだろう。協同組合成立・発展の歴史を紐解く者にとって、これは驚きであるとともに、隔世の感慨を禁じえない。

たとえば19世紀中葉のドイツにおいて、ライファイゼン F. W. Raiffeisenは幾多の試みの中で、地縁的結びつきと構成員のSolidaritaet（「連帯」あるいは「連帯責任」の意味）の精神に強く立脚しながらも、多岐にわたる社会的・福祉的目的（牛の購入引き渡しに加え、非行化した子供の教育、失業者や元囚人への就職斡旋など）を整理、廃棄し、組合の事業を経済的目的＝資金貸付けのみに絞ることによって、協同組合活動を軌道に乗せることに成功した。1860年代のことである。そこには、自助原則の確立というもうひとつの大きな課題も横たわっていたのであるが、協同組合の活動内容を単純化することによって、協同組合は持続的運動としての生命を得るという教訓が残されたのである。

しかし、その後の社会発展の多様化と複雑化は必然的に協同組合により多くの役割を求めた。事情はドイツにおいても同様であったが、それを意識し、事業に導入することで大きな存在感を示した身近な例として、私たちは日本の総合農協を挙げることができる。ここでは、（営農）指導事業の導入が組合員農家の経済状況の改善のみならず、地域社会の安定と発展に極めて高い貢献を果たした。そうした観点からの（農業）協同組合論研究が勢いを得た事実をも私たちは鮮明に記憶している。マーケティングの範疇にとどまらない諸活動の重要性が認識されたのである。

日本協同組合学会設立のひとつの契機となった、レイドロー報告（1980年）は特に日本の協同組合関係者に大きな影響を与えたということであるが、彼の様々な提言の中で、協同組合の現代像が、経済的効率性を追求するだけではなく、強力な社会的影響力を備えた組織に求められた点が最も重要であろう（日本協同組合学会新協同組合理論研究会での堀越芳昭氏報告（2010年2月）、同学会第29回春季研究大会シンポジウムでの堀越座長問題提起（2010年5月）等を参照）。「協同組合は経済的目的と社会的目的が一体化した事業体」との堀

内光子氏の見解（同上春季研究大会でのコメント）や「コミュニティの利益や地域振興、国民経済計画など、メンバー以外にも果たすことのできる協同組合の能力と可能性をレイドローは模索」という鈴木岳氏の指摘（同研究大会報告）にも認められるように、この時以来、協同組合問題は地域の社会問題、コミュニティ問題と切り離せないものとして論議されるようになったようである。そのような意味においてだけでも、レイドロー報告のインパクトは大きく、その意義を本学会で確認したことは重要である。

第30回記念大会（2010年10月、中川雄一郎座長）での各報告ではこの点の再確認と、協同組合の地域貢献、コミュニティとの関わり・コミュニティへの参加の意義が豊富な事例紹介の中で強調されていた（特に山口浩平氏と田中夏子氏の報告は興味深かった）。コメントにおいても、地域社会における諸問題解決への取り組みの姿や問題点が例示され、鮮烈な印象を残した（特に岡みち子氏、寺本恵子氏）。

2011年2月の新協同組合理論研究会で「労働と協同組合及び日本における法制化」についての実り豊かな成果を得たあと、学会活動はいよいよ「国際協同組合年と協同組合憲章」に収斂されようとしていた。しかし、その矢先の東日本大震災・原発事故の勃発は正に想定外であった。春季研究大会と秋の大会では、当初の目的を視野に入れながらも、テーマの軌道修正が行われなければならなかつた。「未曾有の災害・事故に対して、学会として何ができるのか」、これが内外から問われるからである。

富沢賢治氏の座長解題によって導かれた第30回春季研究大会（2011年5月）は「協同組合の社会的価値を問う—国際協同組合年と協同組合憲章—」のテーマのもと、労働者協同組合や中小企業憲章の話題をも加えた盛りだくさんの内容が繰り広げられたが、大震災・原発事故、エネルギー問題への協同組合の社会的役割が話題にのせられ、ここでも協同組合の地域との関わり方に強い関心が寄せられた。こうした中で「福島県・協同組合組織の今後の課題としては…既存組織を超えた行政・農協・研究機関の連携協力体制の構築が必要である」という小山良太氏の指摘は、こうした時期に

おける協同組合の進むべき道についてひとつの指針を与えた。

第31回大会（2011年10月）は急遽テーマの調整が行われたのにもかかわらず、また当日の気象条件が不安定であったのにもかかわらず、多くの会員が集まり関心の高さを窺わせた。「東日本大震災・原発事故からの復興—協同組合は何を提言できるかー」をテーマとした大会シンポジウム（冬木勝仁座長）は漁業復興のための漁協の役割、大震災時の生協の具体的活動内容、共済の話題、阪神大震災時の協同組合の経験、エネルギー問題に果たす協同組合の意義など内容豊かな報告を提供し、活発な議論を呼びこんだ。地域シンポジウムも含め、協同組合の多様な型の地域貢献、コミュニティへの多面的な係わり方が論議され、出席者に改めて「地域社会における協同組合」の重要性を認識させた。

「一瞬のうちにコミュニティを分断、崩壊させる震災や原発事故に対して協同組合は何ができるのか、コミュニティ再生への協同組合の役割は？」こうした問い合わせに対する解答は容易にはみいだせない。しかし、本年の突如として生じた大震災と原発事故は、協同組合とコミュニティとの関連を一層深く考える機会を提供してくれたことは間違いないであろう。協同組合の役割と社会的責任が益々注目されることになったのである。

現代社会における協同組合の役割と使命はライファイゼンの時代とは比較にならないほど深く、広い。そのような意味で、従来の経済学中心のアプローチを超えての学際的研究は今後益々必要性を高めるであろうし、各協同組合現場からの多くの事例報告は協同組合研究にさらに厚みを増すことだろう。幅広い分野からの豊富な研究成果を期待すると同時に、各現場・教育機関における協同組合教育・広報活動の重要性を視野にいれた、「学」としての体系的な協同組合理論の構築を切に願うものである。

こうした努力が学会活動の充実のみならず、「2012国際協同組合年」と「協同組合憲章」の意義に花を添え、人々に協同組合の存在感を認識されることにつながるのを感じてやまない。

松永 和紀 著

## 『食の安全と環境－「気分のエコ」にはだまされない』 (シリーズ 地球と人間の環境を考える11)

片上 敏喜 京都府立大学大学院生命環境科学研究科共同研究員

本書は、現代社会における私たちの食生活の複雑性を総合的に判断し、行動に結びつけるための基礎的な知識を提供することを目的として編まれた著書である。本書は、序章の問題提起から終章の今後の方向性までを含めて、全9章(「序章・地産地消は環境にやさしくない?」、「1章・農薬は悪なのか?」、「2章・化学肥料の大きな影響」、「3章・肉の消費と食品廃棄が招く日本の汚染」、「4章・食料生産とエネルギー消費」、「5章・有機農業では解決しない」、「6章・食の安全・安心かもったいないか」、「7章・遺伝子組換えを拒否できるか」、「終章・消費者が変えるべきこと」)から構成されている。

まず序章では、本書の基本的な枠組みを提示するために、地産地消と温室効果ガスの排出との関係性を例に、「地産地消=環境負荷軽減」ではないことが解説されており、食がもたらす環境への影響が決して単純な枠組みで捉えることができないことが示されている。こうした序章の基本的枠組みを用いて、以降から各トピックについて論じている。

1章では、農薬の功罪や農薬が使用されるに至った歴史的過程について詳細に述べられ、2章では、農薬のリスクやベネフィットに関する科学的な情報が、一般消費者や生産者にはあまり知られていないことを解きほぐしている。3章では、食生活の変化に伴って起こった肉食の急速な拡大と食品廃棄量についての問題を述べ、それらの環境への影響が日本国内はもとより、輸入相手国にも影響を与えて

いることについて言及されている。4章では、現在の食料生産におけるエネルギーの大量消費問題を具体的な事例に基づいて取り上げ、5章では、有機農産物に対する安全性が自明ではないことと、環境に対する影響は研究途上にある現状を示した上で、科学的な検証を推進していくことの重要性を指摘している。6章では、食の安全・安心を守る方法として行われている食品の流通ストップや回収をテーマに、食品流通のストップや回収ばかりではなく、健康リスクの大小などを考慮し冷静に判断して折



(日本評論社、2010年4月、1,600円+税)

り合いを見定めることについて論じている。7章では、日本における遺伝子組換え作物の問題を取り上げ、じつは多くの遺伝子組換えの品種が認可されているが、実際に消費者が遺伝子組換え作物を受け入れられない現状があるため、需要が見込めないとして、商用栽培は行なわれていない実態に言及し、遺伝子組換えの農作物について、そのネームがもつイメージのみだけではなく、適切な情報からリスクとベネフィットを検討していくことの必要性について記され

ている。

以上の章を経て終章では食料生産と環境保全は本来、対立するものであり、分かりやすい特効薬はないということを自覚した上で、科学的な根拠を基づいて様々な方法を組み合わせ、ほどほどのこところでバランスをとっていく睿智が、今、求められているとまとめられている。

本書の議論は、これまで日本において積み重ねられてきた一般的なエコロジー概念に一石を投じる形に仕上がっているのが特徴である。それは農薬、化学肥料、遺伝子組換えは悪く、有機栽培は良いという端的な道筋で物事を判断するのではなく、じっくりと掘り下げながら論拠と道筋をつけて記されている姿勢からも伺える。また日本の農業や食品関連の規制に含まれる問題、安全で美味しい食品をややもすれば過剰に求める傾向がある消費者、加えて生産や品質の維持について強く求めると同時に、不必要に増え続ける廃棄量の問題軽視といった日々生活する上で、これまで意識することが少なかった消費者一人一人の行動の重要性を改めて実感させてくれている。重要なことは生産者・消費者ともにそうした実感をもって自覚することができる正確な知識と情報の入手・解釈が育める土壤づくりである。本書ではそれらをどのように醸成していくかという具体的な提案が少なかったのが多少物足りなかったともいえるが、こうした問題提起を契機として、一人一人がより深く事象に対する思考と行動を育んでいくことが、食の安全と環境につながることを示唆してくれている。

(かたがみ としき)

安斎育郎 著  
**『家族で語る食卓の放射能汚染』**

熊崎 辰広 当研究所研究委員 コープぎふ職員

本書は、チェルノブイリ原発事故を契機に出版された本ですが、今回の福島原発事故による大量の放射能汚染を受けて書き改められた改訂版です。放射能問題に関する基礎的かつ必要な事項を中心にしながらも、かなり専門的な内容についてもわかりやすく理解しやすいよう工夫された内容と構成になっています。

著名な放射線防護学の専門家である著者の研究領域は、原発と核戦争の関連性、および放射線被曝と生活に入り込んでいる放射性物質の問題ですが、長年原水爆禁止運動にかかわり、原発政策への徹底批判という研究姿勢のなかに、科学者としての良心を感じざるをえません。そのことが本書の内容の背景となっているように思います。

本書の内容をいくつか紹介したいと思います。まず、放射線を理解するうえで、必要な単位としての「ベクレル」と「シーベルト」、「ベクレル」は放射線を発生させる強さを表し、「シーベルト」は放射線を浴びたときの被害の程度を表す単位であり、これを明確に区別して理解する必要があるのです。もっとも、この二つは放射線の量についての単位でもあり、ふたつはある係数によって正の相関を示します（P174に公式が示されています）。このシーベルトにより放射線による人体被害の程度が示されます。「確定的影響」という言葉で、たとえば3.5シーベルト以上で脱毛現象が起き、LD50（半数致死量）は約4シーベルトとされています。ただより低い

レベル（100ミリシーベルト以下）での影響については「確率的影响」という言葉で示されているように、限界線量がないといわれるタイプの影響で、癌や遺伝子上の影響が考えられます。例えば、全身が均等に0.01シーベルト（10ミリシーベルト）浴びた場合に癌になり死亡する確率は1万人に1人という程度とされています。これは胸のCTスキャンを受けた場合と同じ量です。マンモグラフィーでは0.05ミリシーベルト。

しかし問題は、これまで、広島・長崎の原爆被曝、チェルノブイリ



（同時社、2011年4月、1,200円+税）

原発事故による被曝などから、大量の被曝をした場合の影響についてはかなり明確になっていますが、多くの人が少しずつ被曝をした場合にいったいどれくらい癌にかかるのかというデータは、まだ確定的なことが言えない段階だということです。さらに、放射線障害の非特異性という問題があります。

つまり、実際に白血病や癌に罹ったとしても、それが放射線による被害なのか特定することが困難であることです。これは日本の原発で働いている7万人近い労働者が

直面する問題でもあり、すでに現実の労災補償上の重要な問題となっています。このことは、いま福島原発事故にかかわる労働者と、広範囲な地域に広がっている放射能汚染の人体への影響について、これからも注視されなければならないということです。

また、日常の生活の中で放射性物質を取り込む例としてカリウム40が取り上げられています。カリウムは人体に必要な成分でもあり、多くの食品に微量ながら含まれています（そのデータが表でまとめられています）。乾燥食品に比較的多く含まれているようです。結果として男女差があり年齢差もありますが、300から400ベクレル取り込んでいます（400ベクレルは約0.2ミリシーベルトに換算）。

さらに自然放射能による被曝があります。宇宙線による被曝は0.3ミリシーベルト。さらに宇宙線が大気中の成分と反応して生成される宇宙線生成核種と、地球起源核種であるカリウム、ルビジウム、ウラン系列、トリウム系列による被曝があり合計2ミリシーベルトと測定されています。この自然放射能被曝の実態も無視することはできないようです。

チェルノブイリ原発事故では輸入食品の放射能汚染の不安がひろがりました。福島原発事故では国内産の農作物、肉類、魚介類、牛乳などの汚染の不安が残っています。それらの実態と流通は正しく把握される必要がありますが、福島原発事故の処理とともに、そんなに簡単に解決される問題ではなく、息の長い持続的な課題として注視し続けることが求められています。その危険性について理解を深め無用の恐怖心をもたないために。

（くまさき たつひろ）

第27回 玉置 了さん 近畿大学准教授

## インターネットと 消費とマーケティングの探求



聞き手：長壁猛（「協う」編集委員会事務局）

● 現在の研究にとりくまれるようになったきっかけを教えてください。

大学時代はマーケティングとして関心があったのは、「生活」を視点にしたマーケティングでした。つまり、単一の製品を売りつけるという発想ではなく、様々な製品を取り揃えて生活を豊かにする。製品を買った後での消費者の生活のことを考えたマーケティングです。学部時代のマーケティングの授業でそうした考え方につれ、他にも同様の主張をしている本がたくさん出ていました。

自分自身の関心としては「コミュニティによる問題解決」というところにあり、マーケティングのゼミでしたが、卒業論文は特にマーケティングを中心としたものよりも、その時代の問題解決のあり方として、社会や消費生活にかかわる問題をコミュニティで問題解決をするという視点から研究を進めました。ネットのようなオンラインの世界、オフラインの世界に関わらずいくつかのコミュニティを取り上げて、なぜそうした問題解決が有効なのか、またそこではコミュニティがどのように運営されているのか、ということを調べて書きました。

その後、京大の大学院に進学（2000年）しますが、そのきっかけとしては、学部時代の恩師の薦めと、進学に際して若林靖永先生の研究室を訪問した際に、インターネットやコミュニケーションに関心を持っておられるということをお聞きし、また上記の卒業論文と関連し、若林先生の考え方にはじめ本として『コミュニティ・ソリューション』（金子郁容 著 岩波書店1999年5月）という本をご紹介頂いたこともあります。そして、若林先生を指導教官として、当時教授であった近藤文男先生と助教授であった若林先生のもとでマーケティングを研究することになりました。

● 研究内容について教えてください。

### 消費者行動論

専攻は消費者行動論です。消費者行動というのは、消費者がモノを欲しいと思ってから、買って、使って、処分するまでの一連の流れのことを指しています。例えば、製品の購入に際し、どのような情報に触れ、どのように処理するのか、購買候補であるAとBとCといった選択肢のうちどういった基準で購買する製品を決定するのか、どういったお店で買うのかといったことを明らかにする研究です。さらに、消費者の行動は買ったあとも、それを使って、使った後はその製品の満足度を自分の頭のなかで思い描いて、やがて使わなくなると処分する、という一連のプロセスをたどります。必ずしもそういうきれいな流れがあるわけではないけれども、そういう一連のプロセスのなかで消費者がどういう判断をするのか、どういう情報収集をするのか、ということを明らかにしていくのが消費者行動論の研究領域です。

このように、幅の広い研究領域で、これまでの研究の流れからいうと以前は特に買までのプロセスを中心に研究することが多かったのですが、私の関心は、買った後の消費者行動—買ってから、どのように使って、どのように処分するのか、また買ったあとの使用行動が次の購買行動にどう影響するのかというところにあり、私のこれまでの研究の共通した軸となっています。

### インターネットと消費の関係に注目

そのなかで特に注目したのが、インターネットと消費の関係です。そして、インターネットがマーケティングに対してどんな影響を及ぼしているのかという、インターネットと消費とマーケティングの関係が私の研究の大きなトピックのひとつです。

大学院進学後、修士課程の研究テーマを設定す

るにあたり、上記のような学部時代からの問題関心と若林先生にご指導頂く中で浮かび上がってきたのが、買った後にユーザーがネット上のコミュニティでどのようなコミュニケーションをとり問題解決を行っているのかのかということを明らかにするという問題意識です。

具体的にはパソコンやバイク、食器洗い乾燥機、デジカメ等のネット掲示板やコミュニティに焦点を当てたのですが、そうした使用が複雑であったり困難がともなう製品のコミュニティでは当然、何か問題が起きたときにお互いに解決し合うようなやり取りがなされているわけです。

一方で、問題解決といつても、研究を進めるうちに何か問題が起きたからそれを解決しようというではなく、パソコンやバイクなどの製品の改造というか、カスタマイズというか、自分がより楽しく便利に使うために、いろいろな情報交換をして、より使いこなしていく、新しい消費のあり方を創造していく消費者の姿が浮かび上がってきました。また、ネット上のコミュニティで注目されるいわゆる口コミについても、消費者は製品を買った後に「ここがよかったです」とか「悪かったです」といった評価をし、その書き込みを見た他の人が口コミ情報として活用したりするわけですが、それだけでなく書いた当人もそれを口コミとして書くことで自分が買った製品が良かったと再認識するのではないかということです。

このように、実際に製品を購入した消費者がインターネット上でどう情報のやり取りをしているのか、さらになぜそのコミュニティに参加するのか、またそこからどのような影響をうけるのかということを、実際のコミュニティのやりとりの内容を分析したり、実際のコミュニティの参加者にアンケートとったりすることで明らかにしたわけです。

#### 消費者同士の結びつきや関係を生み出す

こうした修士課程の研究のなかでもうひとつ面白かったのは、こうした問題解決や購入製品の評価やより使いこなすためのやり取りが、消費者という枠組みを超えた、人としての結びつきが生まれているということです。ネット上では製品やブランドのファンクラブ的なグループができていて、その製品に関する話題だけでなく、プライベート

な話題もできるような「お友だち」の関係が成立している。いまでは当たり前ですが、当時はそういうつながりがネットを通じてどんどん生まれていくのが興味深い現象でした。

#### 企業と消費者という視点から見ると

もうひとつ明らかになったのは、企業と消費者という視点から見た場合、消費者が自発的に情報発信をするようになったということです。それまでは企業と消費者には情報の格差があると言われ、都合の悪い情報は隠しておけば済みましたが、最近では両者の情報の格差がどんどん埋まってきました。さらには、企業でさえ持っていない情報やアイデアが、インターネット上のコミュニティが消費者同士の対話のなかで生まれ、企業が想定していなかったような創造的な使い方が生まれています。

たとえばバイクやパソコンであれば、自分で部品を組み合わせてオリジナリティのある部品を作って、その作り方の情報交換をするとか、料理などでも、既製のレトルト食品や調味料などの食材に一手間加えたり、本来の使い方ではなく全く別の使い方をして、その情報をお互いに交換するといったやり取りがなされているのです。

もちろん、ネットが登場したからそういう交流が生まれたわけではなく、従来からあったやり取りだと思います。ネットが登場する以前も地域内や生協では組合員さんの間で広がっていたのですが、ネットが登場することで全国の不特定多数の人びとに広がるようになりました。例えば料理の分野では「クックパッド」というレシピのサイトが有名ですが、こうした消費者同士の創意工夫による知識の共有がネット上ではどんどん広がっているのです。

#### ネットコミュニティ

博士後期課程に進学し、まずネットでの消費者のコミュニケーションをさらに精緻にとらえることを目指しました。ネットでのコミュニケーションには、情報の収集・探索という側面と、情報発信という側面と、そのなかで関係をつくるという、3つの側面があって、消費者は製品を消費する上で、その欲求を満たすためにネット上でコミュニケーションをとると考えたのです。さらに、ネットでのコミュニケーションを消費者行動の理論

の視点から捉えるために、消費者のアイデンティティを形成するための消費という点に注目しました。

消費者は高価なモノや希少性の高いモノを所有したり、自分の価値観やイメージと一致するモノを所有したり、自分なりにオリジナリティのある使いこなしをしたりすることで、自分自身の存在価値を実感し、アイデンティティを形成します。消費者は、こうしたアイデンティティ形成のための情報収集源として、インターネットを使う。さらに人間は、価値を認めてもらうと、うれしくなって、生きがいになるので、自分のオリジナリティのある消費の成果をネット上で公開するために情報を発信する。さらに、こうした情報発信を通じて、「すごいね」「いいね」「どうやって作ったの？」とお互いの存在価値を支持する関係を構築する場としてネットコミュニティを活用することを明らかにしました。

さらに、こうした生きがいを支え合う関係をつくることでそのコミュニティの絆が深まり、そのコミュニティにおけるコミュニケーション原動力となることを明らかにしたのです。

## 消費とアイデンティティ

2006年に近畿大学に就職をして、最初の頃は消費とアイデンティティの形成という概念をもう少し突き詰めようかなと考えました。アイデンティティというのは、自分で見ることのできない心の中でぼんやりと存在する心理で、アンケートでもなかなか聞きづらいものですから、どのように聞けばうまく捉えられるのか、また一言で消費によるアイデンティティといつても色んなスタイルがあるのではと考えたわけです。

さらに、日本ではアイデンティティという考え方方に注目した研究は少なく、消費者が服や携帯電話を購入してアイデンティティを形成しようとする心理がその購買にどのように影響するのか、ということを考えてみようと思いました。服や携帯電話を買うとき、消費者は当然、ファッション雑誌やネットを見るなどして、いろいろな情報をを集め、その次には品定めをして、服なら着心地や見た目やデザイン、携帯電話なら使いやすさや機能性、オシャレかどうか、音楽が聴けるかどうか等々、自分が重視する属性についての情報を集めます。

つまり、アイデンティティの意識形成の違いによって、得たいと思う情報源や製品の評価の仕方が違うわけで、その違いを調べようとしたのが初期の頃です。

ここ数年は、やはり買った後のほうに興味があつて、モノの廃棄や処分という行動に関心を持っています。モノを処分するといつても、ゴミ箱に捨てるだけではなくて、「これは愛着があつて捨てられない」ということもあります。最近ではフリーマーケットやネットオークションで処分をしたり、下取りで中古販売業者に売る等、いろいろな処分の方法があります。自分の持っている物が自分自身のアイデンティティとどれだけ関わりがあるかによって、処分の方法に違いが出るのではないか、というのが現在進めている研究です。

処分といつても、自分ひとりで完結するものもあれば、生協が昔からやっているように、リサイクルを集團する方法もありますし、フリーマーケットも集團的な人間関係のなかで物を処分するという行動です。こうした処分のあり方と自分自身のアイデンティティがどのような関係にあるのか、ということを調べるのがひとつのテーマです。

## 倫理的な意識と消費

もうひとつ、これから分析したいと思っているのは、その人が持っている倫理的な意識と購買行動というテーマです。最近、エシカルな消費が注目されていますが、そういう社会問題への関心は個人のアイデンティティに関わっており、人が社会問題に関心を持ち、行動することは、自己イメージや自身の生きがい・アイデンティティと大きく関わっていると思います。こうした消費と倫理的意識に関わるアイデンティティは物の購買や消費にと深く関わっており、例えばそれが生協はもちろん、その他の製品の購入にどのように影響しているのかということを考えてみたいというのが2つのテーマです。

## まず個人があつて、そこから関係が生まれる

もうひとつは大学院時代からのテーマであるインターネットとコミュニケーションの研究を進めてみたいと思っています。大学院修了後のインターネットの動きとしては、ここ5~6年でTwitter(ツイッター)やFacebook(フェイスブック)といった、ソーシャル・ネットワーキング・サービス

(SNS) がどんどん成長してきているという点が特徴的です。私が大学院生時代に焦点を当てたのは、ある製品に関心のある人たちが集まって、いろいろやり取りをする世界でしたが、ツイッターやフェイスブックは、少し違います。私が以前研究していたのは「関心に基づいたコミュニティ」であり製品やブランドとアイデンティティという視点から研究の視点を結びつけやすかったのですが、ツイッターなどでは個人が情報発信のスペースをもち、日常生活における「つぶやき」を発信している。もちろんそこでは関心に基づく情報発信もなされているのですが、消費とアイデンティティという視点から見た理論的な関心が見いだしにくく、研究が止まっていました。

しかし、最近はツイッターでも、関心に基づいてコミュニケーションをとる傾向が強まっていたり、少しオタクな世界ですが、動画をもとにしても関心に基づいたコミュニケーションが行われていたり、あるいは、私が一貫して研究しているアイデンティティという問題とどう関わるのかわかりませんが、フェイスブックのように、実名でコミュニケーションをとって、そこで製品の口コミが流れれるという現象も盛んになっています。匿名で製品の口コミが流れることは従来からありましたが、最近は実名のソーシャルネットワークでいろいろな口コミが流れるという状況がものすごく成長しており、そういうことから再びネットへの関心を深めているところです。

❶ 「くらしの調査プロジェクト」（当研究所発行）をまとめさせていただきましたが、専門分野からみて興味深いことはありましたか。

今回の調査は生協職員のみなさまとの共同研究でしたので、私の「専門分野」という意識を極力消すようにしました。私が生協に関する研究をしていたら面白いことがたくさん発見できたでしょうが、私はこれまでお話ししてきたように生協の研究者ではありませんので、生協の事業への問題提起という点で充分ご期待に添えたかはわかりません。一方で、私自身としては、モノの処分や僕約志向や倫理的な消費など、今研究しようとしているテーマは、今回のプロジェクトの論議過程で得られた問題意識もあり貴重な経験でした。

結果の評価はなかなか難しいのですが、アンケートと組合員の購買利用データを用いて分析をするという考え方はとても興味深いものです。ただ、これもなかなか難しくて、生協に関する意識と実際の利用はけっこう明らかな関係が出るのですが、最も明らかにしたかった、生協の購買以外のくらしの部分（健康、料理、環境、趣味など）と食品中心の生協の買い物とは関係が見いだしにくかった、というのが率直なところです。

ただ、その後、私のゼミとならコープでアンケートをとって、今年も調査をやっています。この調査は、消費生活の側面だけでなく、生協の無店舗の部門と協力して、配達に関する生協の意識と利用との関係を調べていますが、そうするとやはり、生協に対するロイヤルティが高いほど利用に違いが出たり、担当者に対する意識に違いが出たりします。また、今年の調査では消費生活に関する意識と生協の利用についてもいくつか面白い結果が出てきています。

組合員の関心やニーズを探るといっても、結果として出てくるのは、頭で考えたら当たり前のような、普通に実感しているようなことばかりです。ただ、昨年の調査の感想からは、「われわれがふだん実感しているようなことが数字で裏付けられて、意欲が湧いた」とか「ふだんやっていることの確証が持てた」という声が聞けたので、いま起こっていることや実際にあることをきちんとデータなどで裏付けることは大切だと思います。現実をしっかり見据え、そこから、現在の問題は何で、どうアクションしていくべきかということを考え、翌年はそのアクションの効果を検証する。あまり先を見すぎるのでなく、現実をリアルに捉えて、その先を考える。そうしたスタンスから、今後も消費、インターネット、アイデンティティをキーワードに研究を進めていきたいと考えています。

#### ＜プロフィール＞

京都大学大学院経済学研究科博士課程後期課程修了

近畿大学経営学部 准教授 ならコープ 理事

主な所属学会：日本商業学会、日本消費経済学会、商品開発・管理学会

研究テーマ：消費とアイデンティティ、

インターネット社会における消費とマーケティング

主な論文・編著書：『テキスト 流通の構図』（共著）中央経済社、2005年

原発事故の責任は第1義的に東京電力であるが、原子力安全保安院、原子力政策推進者、原子力関連企業および政府の責任も重大である。一方で、事故後の農産物安全検査、流通、消費地での風評問題の責任は、体系立てた検査体制の構築を怠った政府の責任と言わざるを得ない。原発事故から9ヶ月が経過したが、放射能汚染問題は収束のめどが立たない。国は除染プロジェクトを推進するとしているが、そもそも詳細な放射能汚染マップを作成していない。放射能汚染マップなしに計画的な除染は進まないし、復興計画も立てられない。現地は塩漬けのまま放置される結果となる。稻わら、肉用牛（8月）、基準値越えの米（11月）など次々に問題が表面化する。これに対応して、米だけは調査地点、サンプル数を増やすなど収穫直前になって対応方向を変えているが、サンプル調査では対応できないうことが明らかとなった。チェルノブイリ事故後のウクライナ、ベラルーシでは農地の汚染マップを作成した上で、ゾーニング（立入禁止地区、重点モニタリング地区、通常モニタリング地区）を行い、その上で土壤分析、移行係数をデータ化し、作付作物の選定を行っている。

日本においては4段階の安全検査体制が必要である。第1段階は、田んぼ一枚ごとの土壤分析と全農地放射能汚染マップの作成である。これにより汚染度合いに応じた対応が可能になる。例えば、高濃度であれば作付制限、中濃度であれば除染、低濃度であれば除染作物の作付など、被害状況に応じて対応策を講じることが出来る。

第2段階は、作物の予備検査から放射性物質の移行率を測定することである。現在の検査では土壤汚染度を測定していないため移行率を計れない。地域、作物の品種、地質、地目によって移行率は異なる可能性がある。ただ予備検査を行い出荷制限を判断する段階から次年度以降のためにデータ収集を行うことが必要である。今後も同じ混乱を続けることは避けなければならない。基準値越えの米は、地質（砂地、強粘土）、地形（水がたまりやすい）、場所（山林に近い）などにより他の田より移行率が極端に高いケースであることが指摘されている。阿武隈山系の中山間地域にはこのような田が存在する

## 風評被害はなぜ収まらないのか？

小山良太

可能性が高い。

第3段階は、現行実施されている出荷前検査の拡大である。福島県は独自にサンプル数を増やし、徹底した調査を行う体制を目指している。問題は県独自という点にある。放射能汚染は福島県のみ留まっている。にも関わらず、国の明確な指針がないため、地域ごとに検査の精度が異なっているのが現状である。このような現状が風評、不安感の原因となっている。

第4段階は、消費地における購買時点検査体制の構築である、全品検査は難しいとしても、例えば直売所、公民館単位にベクレルモニターを1台配備するなどという対策が将来的には必要となる。このような体系立てた検査体制の確立により、復興・再生計画の策定・実践が可能となる。

限定的な情報のもとで「風評被害」、その一方での「福島応援」といったキーワードが氾濫し、本来同じ被害者であるはずの生産者と消費者が対立するといった悲劇が繰り返されている。これら放射能汚染の問題を生産者対消費者の問題に矮小化（わいしょうか）してはならない。風評被害という言葉では、被害者は生産者であり、加害者は消費者ということになってしまう。いまだに暫定規制値のままの基準と穴だらけのサンプル調査に、消費者だけでなく生産者も不安を感じている。汚染牛、基準値超えの米の問題はまさにここから派生している。突然の原発事故・放射能汚染で本年の営農計画を断絶された生産者は完全な被害者であり、その後の対策における不作為により翻弄されている消費者も被害者である。被害者同士で対立しあう関係は悲劇である。

政府は将来世代につけを回してはならない。汚染調査、検査体制の強化、真の情報公開による直近の費用増大と汚染拡大による不信・不安、現実の健康被害を将来的に支払うことの費用の大きさを、比較・検討してほしい。「賠償」を恐れて「損害」を過小評価するため調査や検査を限定化するといったことがあってはならない。正確な情報を全国民に公表することが求められる。

（こやま りょうた 福島大学経済経営学類 准教授）